

## 令和元年度第6回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月5日(木)午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 三次市役所 6階 601号室

3. 出席委員(19人)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 有重 貢   | 2番 池本 秀雄  | 3番 上田 憲昭  | 4番 大前 万寿美 |
| 5番 近藤 幸恵  | 6番 田村 弘文  | 7番 寺重 茂晴  | 8番 西田 峯雄  |
| 9番 橋本 正二  | 10番 橋本 洋資 | 11番 林 敏明  | 12番 平尾 敏之 |
| 13番 平田 真一 | 14番 廣瀬 勝秀 | 15番 福田 博之 | 16番 藤川 範雄 |
| 17番 箕田 英紀 | 18番 向井 泰治 | 19番 桃田 義文 |           |

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

報告第23号 利用権の終了(農用地利用集積計画)  
報告第24号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)  
報告第25号 非農地証明願承認  
報告第26号 農地転用(農業用施設)届出  
議案第29号 農地法第3条  
議案第30号 農地法第4条第1項  
議案第31号 農地法第5条第1項  
議案第32号 農用地利用集積計画

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第6回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、近藤委員・田村委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和元年度第6回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係 長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。報告案件が、報告第 23 号から報告第 26 号までの 4 件です。議案が、議案第 29 号から議案第 32 号までの 4 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議事日程に従い、報告第 23 号から報告第 26 号について事務局から順次説明を求めます。

係 長 報告第 23 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 3 件ご報告いたします。内容は、8 月 13 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。詳細については、議案書の 1 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 24 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 9 件ご報告いたします。内容は、8 月 13 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書の 2 ページから 9 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 25 号「非農地証明願承認」について 6 件ご報告いたします。

申請番号 9 土地の所在が、君田町藤兼\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、現況地目は、すべて山林で、面積の合計が 10,350 m<sup>2</sup>、申請人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和 53 年頃から耕作放棄、山林化し現在に至っています。

申請番号 10 土地の所在が、甲奴町小童字川東\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、現況地目は、すべて原野で、面積の合計が 867 m<sup>2</sup>、申請人が、甲奴町本郷\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、平成 24 年から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 11 土地の所在が、作木町香淀\_\_\_\_\_, 現況地目は、原野で、面積が 264 m<sup>2</sup>、申請人が、作木町香淀\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和 53 年水害で畦畔が崩壊、復旧困難で耕作放棄、原野化し現在に至っています。

申請番号 12 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 70 m<sup>2</sup>、申請人が、大阪府高槻市塚原\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、明治 35 年頃住宅を建築、宅地化し現在に至っています。

申請番号 13 土地の所在が、吉舎町檜\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 0.66 m<sup>2</sup>、申請人が、広島市西区井口\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、平成 5 年の町道改良工事の際に擁壁を設置、宅地化し現在に至っています。

申請番号 14 土地の所在が、廻神町\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 390 m<sup>2</sup>、申請人が、粟屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、非農地となった理由は、昭和 49 年 12 月に住宅を建築、宅地化し現在に至っています。

報告第 26 号「農地転用（農業用施設）届出」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 5 土地の所在が、海渡町\_\_\_\_\_, 現況地目は、宅地で、面積が 142 m<sup>2</sup>、申請人が、海渡町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、転用目的は、農機具庫の設置です。報告については以上です。

議長 報告第 23 号から第 26 号を報告いたしました。報告 4 件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議長 議案第 29 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 45 土地の所在が、吉舎町安田\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、地目は、すべて田で、面積の合計が 843 m<sup>2</sup>、譲渡人が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、吉舎町安田\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 9,135 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありますか。

1 番 譲渡人は高齢で施設に入られています。長年耕作されている譲受人に引き続き耕作してもらいたいと相談し申請となりました。譲受人の所有農地は全て耕作されており問題ありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号 45 を決めます。  
次に申請番号 46 の説明を求めます。

係長 申請番号 46 土地の所在が、吉舎町敷地\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 218 m<sup>2</sup>、譲渡人が、大阪府高槻市塚原\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、志幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、経営状況は、譲受人 2,450 m<sup>2</sup>、申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 地元委員の意見はありますか。

1 番 譲渡人は遠方に住まれ管理、耕作できないため譲渡を申し入れ、申請となりました。譲受人は野菜の栽培をされ、直売所などへの出荷を考えられています。機械は近隣に住む親戚と共同利用されます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これに対し異議はありますか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 46 を決めます。  
次に申請番号 47 の説明を求めます。

係 長 申請番号 47 土地の所在が、吉舎町三玉\_\_\_\_\_, ほか 7 筆, 地目は, 田が 4 筆で, 5,237 m<sup>2</sup>, 畑が 4 筆で, 1,405 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 6,642 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 三次町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 長野県茅野市金沢\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は新規営農, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は, 相続で農地を取得されましたが, 自身の農地の管理で手いっぱい, 空き家バンクに登録したところ, 農業をしたいと探されていた譲受人との話がまとまりました。譲受人は水稲と麦, 野菜を栽培すると意欲的で, 機械はトラクターを購入, あとはリースで対応されます。周辺との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 47 を決めます。  
次に申請番号 48 の説明を求めます。

係 長 申請番号 48 土地の所在が, 甲奴町福田\_\_\_\_\_, 地目は田, 面積が 2,628 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 世羅郡世羅町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 甲奴町福田\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 89,423.69 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。  
なお, 本件は, 別紙農地法第 3 条調査書のとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は後継者がなく, 町外へ移住されています。以前から利用権設定されている譲受人との話がまとまりました。譲受人は水稲, 酪農, 野菜の栽培などされており問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 48 を決めます。  
申請番号 49 と申請番号 50 は関連がありますから, 合わせて議案としたいと思いま

す。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 49 と申請番号 50 の譲受人は、甲奴町西野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 4,410 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 49 土地の所在が、甲奴町西野\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 327 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 50 土地の所在が、甲奴町西野\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 38 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、十日市中\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

なお、本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は姉弟で、実家は空き家となっており、以前より農地の処分を考えられていました。隣家である譲受人と話がまとまりました。能力、意欲とも十分と考えられ問題ありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 49 と 50 を決めます。

申請番号 51 と申請番号 53 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 51 から申請番号 53 の譲受人は、庄原市中本町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 21,791.10 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

申請番号 51 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,444 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 52 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ほかに 3 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,210 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 53 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ほかに 1 筆, 地目は、田が 1 筆で、3,366 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で、19 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 3,385 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

なお、本 3 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は耕作放棄地です。今後も耕作されるつもりがなく、譲受人との話がまとまり売買となりました。果樹の栽培をされます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数，異議なしと決します。

議案第 29 号「農地法第 3 条」については，申請番号 45 から申請番号 53 までを異議なしと決します。

議 長 議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 16 件，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

係 長 申請番号 25 土地の所在が，作木町森山中\_\_\_\_\_，ほか 4 筆，地目は，すべて田で，面積の合計が 1,730 m<sup>2</sup>，申請人が，作木町森山中\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は，牛舎，堆肥舎等，農業用施設の設置です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域用途区分変更見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 申請者は，お父さんの畜産を継承されています。畜舎を新築されるにあたり，以前に畜舎等を建築されていたものも含めて申請をされました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 25 を決します。  
次に申請番号 26 の説明を求めます。

係 長 申請番号 26 土地の所在が，十日市西\_\_\_\_\_，地目は畑で，面積が 162 m<sup>2</sup>，申請人が，十日市西\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は，宅地拡張です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 以前に家屋を増築した際に，農地転用手続きがされていなかったため，分筆登記し始末書を添付して今般の申請となりました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 26 を決します。  
次に申請番号 27 の説明を求めます。

係 長 申請番号 27 土地の所在が、十日市西\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 36 m<sup>2</sup>, 申請人が、十日市西\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 以前に住宅を新築しましたが、自宅周辺を測量したところ、転用許可を得られていない部分があることが判明し、分筆登記され、始末書を添付して申請となりました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 27 を決めます。

申請番号 28 から申請番号 39 までは関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 28 から申請番号 39 は、みらさか土地区画整理事業の実施に合わせて宅地造成を行うものです。

申請番号 28 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 5 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目はすべて田で、面積の合計が 2,659 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計が 1,405 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 29 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 5 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 5 筆, 地目はすべて田で、面積の合計が 2,582 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計が 1,496 m<sup>2</sup>, 申請人が、広島市安佐南区緑井\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 30 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 61 m<sup>2</sup>, 仮換地面積が 165 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 31 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 2 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目は、田が 2 筆で、755 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で、163 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 918 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計が 588 m<sup>2</sup>, 申請人が、広島市中区白島九軒町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 32 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目はすべて田で、面積の合計が 844 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計が 404 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 33 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 509 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 292 m<sup>2</sup>, 申請人が、広島市安佐南区長東西\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 34 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 3 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,837 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 1,466 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 35 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 2 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 現況地目は、田が 2 筆で、967 m<sup>2</sup>, 雑種地が 1 筆で、415 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 1,382 m<sup>2</sup>, 仮換地面積の合計が 876 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 36 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 2 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は、すべて畑で、面積の合計が 763 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 473 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 37 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 173 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 165 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 38 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ほか 6 筆, 仮換地地番\_\_\_\_\_, ほか 5 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,032 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 1,464 m<sup>2</sup>, 申請人が、安芸郡熊野町石神\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 39 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 367 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 303 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんと、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さんで、持分がそれぞれ 2 分の 1 です。

本 12 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は三良坂土地区画整理事業に沿って事業がされているもので、今年度末までに換地処分をされる計画です。目的に沿った内容で問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 28 から 39 を決めます。  
次に申請番号 40 の説明を求めます。

係 長 申請番号 40 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 仮換地地番\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 47 m<sup>2</sup>, 仮換地面積 124 m<sup>2</sup>, 申請人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さん、申請内容は、自宅兼店舗の建築です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 本申請地は、三良坂土地区画整理事業用地内の土地ではありますが、すでに転用されており顛末書を添付して申請されております。土地区画整理事業に沿った転用であります。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項」については、申請番号 25 から申請番号 40 を異議なしと決めます。

議 長 議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 49 土地の所在が、十日市西\_\_\_\_\_，ほか 1 筆，地目は，すべて畑で，面積の合計が 5.72 m<sup>2</sup>，譲渡人が，十日市西\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が，十日市西\_\_\_\_\_，●●●●，申請内容は，宅地拡張です。

申請地は，都市計画法の用途地域内にあることから，第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

7 番 今般，敷地の測量をした結果，境界が相違していることが判明し，協議の結果，譲渡されることとなりました。今回の件について始末書が提出されています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め，申請番号 49 を決めます。

次に申請番号 50 の説明を求めます。

係 長 申請番号 50 土地の所在が，東酒屋町\_\_\_\_\_，地目は田で，面積が 336 m<sup>2</sup>，譲渡人が，東酒屋町\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が，十日市南\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は，一般住宅の建築です。

申請地は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから，第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡し人は高齢となり農地の維持管理が難しくなっていました。譲受人は住宅を建築されるもので、周辺住民との調整も済まされています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 50 を決めます。  
次に申請番号 51 の説明を求めます。

係 長 申請番号 51 は、保留とします。  
譲受人の過去の転用実績において、一部申請内容と異なる内容が含まれている疑いが生じたためです。

議 長 次に申請番号 52 の説明を求めます。

係 長 申請番号 52 土地の所在が、秋町 694 番 1, ほか 1 筆, 地目は田が 1 筆で, 135 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で, 29 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 164 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 広島市南区大須賀町\_\_\_\_\_, ●●●●さんと, 山県郡北広島町大朝\_\_\_\_\_, ●●●●さんで, 持分がそれぞれ 2 分の 1, 譲受人が, 秋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は, 進入路拡幅及び駐車場の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 譲渡人は姉妹で遠方に住まわれています。相続で農地を取得されました。譲受人は, 申請地と進入路として活用されます。一部無断転用されており始末書が添付されています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 52 を決めます。  
次に申請番号 53 の説明を求めます。

係 長 申請番号 53 土地の所在が, 吉舎町吉舎\_\_\_\_\_, 現況地目は畑で, 面積が 85 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 吉舎町吉舎\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 吉舎町吉舎\_\_\_\_\_, 社会福祉法人 ●●●●, 申請内容は, 駐車場の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 農地以外とあわせて売買の話がまとまり申請となりました。申請地は駐車場として活用されます。排水対策は問題ありません。周辺に農地はないので影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 53 を決めます。  
次に申請番号 54 の説明を求めます。

係 長 申請番号 54 土地の所在が、三和町敷名\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目は, 田が 1 筆で, 172 m<sup>2</sup>, 畑が 1 筆で, 109 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 281 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 三原市久井町羽倉\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 山県郡北広島町今吉田\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は, 太陽光発電設備の設置です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請地は長年不作付けで, 有効活用を検討されていました。譲受人は太陽光発電設備を設置されます。防草対策は防草シートを敷設され, 排水対策も問題ありません。周辺住民の同意も得られています。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 54 を決めます。  
次に申請番号 55 の説明を求めます。

係 長 申請番号 55 土地の所在が, 甲奴町西野\_\_\_\_\_, 地目は田で, 面積が 112 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 甲奴町西野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 甲奴町西野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は, 進入路及び家庭菜園の整備です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲受人の住居に隣接する農地について, 進入路の拡幅, 家庭菜園を望んでいたところ話がまとまりました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 55 を決めます。  
次に申請番号 56 の説明を求めます。

係 長 申請番号 56 土地の所在が、東酒屋町 455 番、地目は田で、面積が 324 m<sup>2</sup>、譲渡人が、東酒屋町\_\_\_\_\_、●●●●さん、譲受人が、西酒屋町\_\_\_\_\_、株式会社 ●●●●、申請内容は、建売住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 周辺は宅地が進んでいる農地です。譲渡人は農地の維持管理が困難になっておりましたが、譲受人との話がまとまりました。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 56 を決めます。  
次に申請番号 57 の説明を求めます。

係 長 申請番号 57 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_、仮換地地番\_\_\_\_\_、現況地目は、雑種地で、面積が 874 m<sup>2</sup>、仮換地面積 855 m<sup>2</sup>、貸主が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_、●●●●さん、借主が、三次市十日市中二丁目 8 番 1 号、三次市、申請内容は、書庫及び車庫の設置です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 三良坂土地区画整理事業用地内に書庫及び車庫を設置されているもので、転用申請が中途となっていたもので、顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。  
議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項」については、保留とした申請番号 51 を除き、申請番号 49 から申請番号 57 を異議なしと決めます。  
議案第 32 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 32 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議案書 30 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。貸借権設定が、10 件で、面積の合計が 61,810 m<sup>2</sup>です。本申請については議案書の 25 ページから 29 ページに掲載しておりますのでご一読をお願いします。以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 32 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第 32 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

続いて、一般住宅に係る特定土地改良事業等の施工区域内にある農地等の転用許可判断について協議します。

(事務局説明 協議)

続いて上田座長から役員会の報告をお願いします。

(上田座長 報告)

引き続き、事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(事務局 一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、10 月 7 日 (月) 午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。以上で令和元年度第 6 回農業委員会総会を終了します。